

名古屋市告示第 522号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

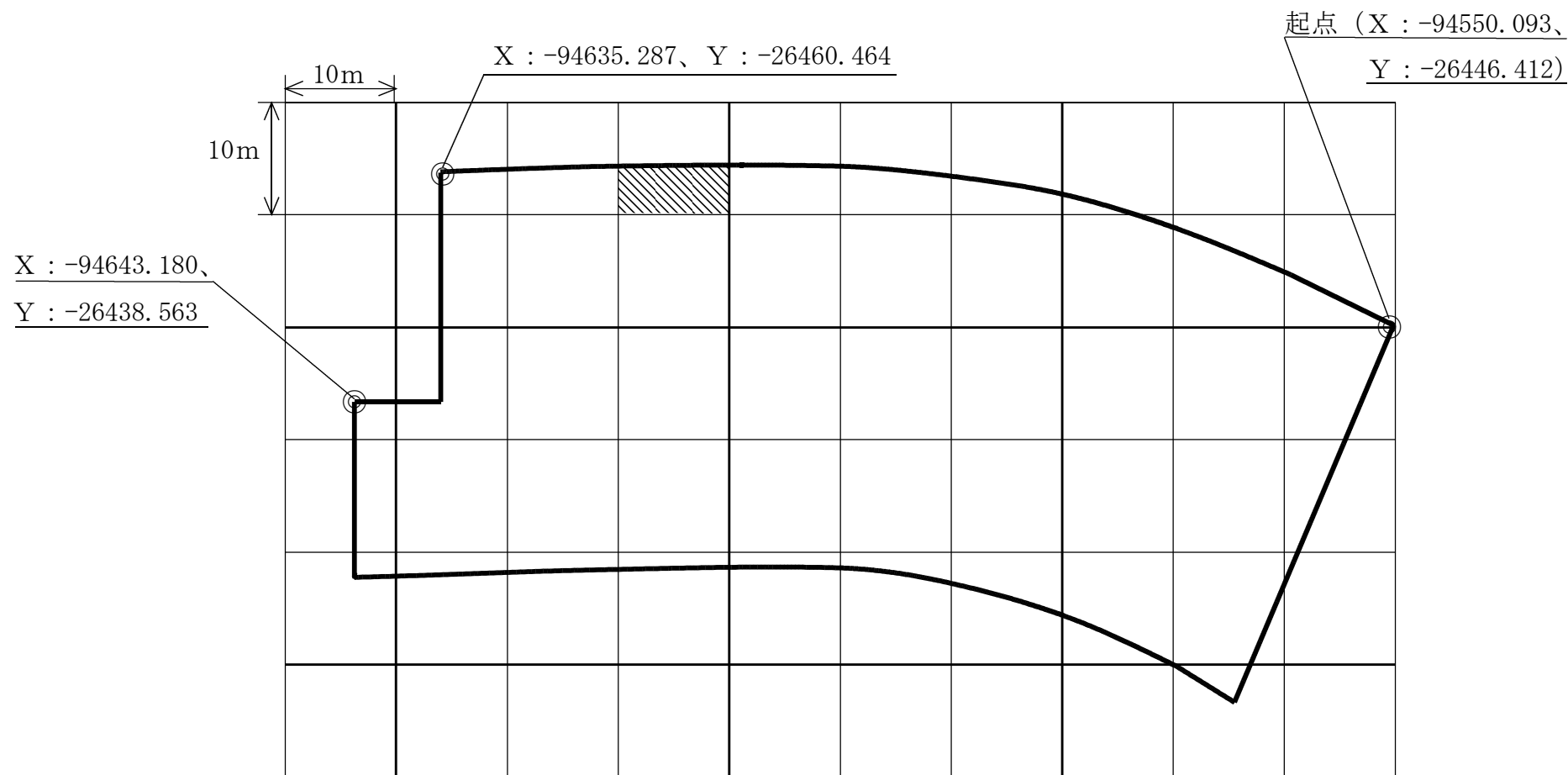
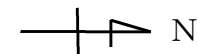
市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和 3年名古屋市告示第 431号により指定した形質変更時届出管理区域の一部を解除します。

令和 7年10月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定を解除する区域
名古屋市中川区富川町 1丁目 1番 1地先（詳細は別紙のとおり）
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

 : 調査対象地

 : 形質変更時届出管理区域を解除する区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））